

へき地医療機関等への看護師等の派遣に係る事前研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年3月2日付け厚生労働省通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（以下「厚生労働省通知」という。）第1-5-(二)に規定する事前研修の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 へき地医療機関 事前研修の対象者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条第2項で定めるへき地に所在する医療機関
- 二 看護師等 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師

(対象者)

第3条 事前研修の対象者は、へき地医療機関に派遣される又は派遣を予定されている看護師等とする。

(研修内容)

第4条 事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 栃木県の保健・医療の現状について
- 二 栃木県のへき地医療について
- 三 栃木県の救急医療について
- 四 栃木県の在宅医療について
- 五 派遣が想定される病院の所在する地域特性について
- 六 へき地医療に従事するに当たっての心構えについて

(実施主体)

第5条 事前研修は、栃木県へき地医療支援機構が中心となって行うものとする。

(申込方法等)

第6条 事前研修の申込みは、事前研修実施依頼書（別記様式第1）に看護師等の免許証の写しを添えて、栃木県へき地医療支援機構に提出して行うものとする。

- 2 栃木県へき地医療支援機構は、事前研修実施依頼書を受理した場合、事前研修の実施時期及び実施方法について、申請者宛て通知するものとする。
- 3 事前研修の実施方法は、その都度定めるものとする。

(修了証の交付)

第7条 栃木県へき地医療支援機構は、事前研修を修了した者に対して、事前研修修了証明書（別記様式第2）を交付するものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月15日から施行する。